

第 10 回国分寺史跡駅伝協賛募集要項

「第 10 回国分寺史跡駅伝」の開催に伴い、協賛を募集する。

「第 10 回国分寺史跡駅伝」開催概要

日時 令和 7 年 11 月 30 日（日） 午前 10 時から午後 2 時 30 分まで

場所 武蔵国分寺跡周辺（東京都国分寺市西元町 3 丁目 10 番ほか）

1 目的

この要項は、国分寺市（以下「市」という。）が「主催」するスポーツ事業「第 10 回国分寺史跡駅伝」における、協賛の取扱いに関する基準を定めることを目的とする。

2 定義

「主催」とは、市が催しの開催主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。

3 協賛の種別

協賛の種別は、次のとおりとする。

- (1) 参加賞、入賞副賞として参加者に提供する協賛物品
- (2) スポーツ分野に係る体験型ブースの展開
- (3) 開催スタッフボランティア
- (4) その他、市長が認めるもの

※協賛物品、体験ブース展開、その他必要物品経費については市長と協議の上で協賛事業者、協賛団体の負担で行うこと。

4 募集方法

市報又は、ホームページ等にて周知する。

5 募集期間

9 月 1 日（月）から 9 月 30 日（火）までとする。

6 応募方法

別紙「協賛申込書」に必要事項を記入し、市長へ提出するものとする。

7 協賛事業者、協賛団体の選考

市長は、「協賛申込書」に基づき、3及び9に規定する内容に照らして選考を行うものとする。

8 協賛事業者、協賛団体の特典等

市長に対し協賛の申出をし、当該申出の受理を受けた協賛事業者、協賛団体の特典等は、次のとおりとする。

- (1) 開催当日、参加者及び来場者に配布するパンフレットに事業等名称を掲載する。
- (2) 開催当日、会場にて開閉会式で使用するバックパネルに事業等名称を掲示、周知する。
- (3) 出展スペースを設置し、協賛事業者、協賛団体のチラシ等を配架することができる。
- (4) 体験ブース展開希望の協賛事業者、協賛団体は体験スペースについて市長と相談し、参加者が体験できる機会を創出する。
- (5) 式典（開閉会式）の際に協賛事業者名、協賛団体名を紹介する。

9 協賛申出の要件

協賛事業者及び協賛団体は、以下の要件全てに適合していることを要件とする。ただし、要件に適合していても市長が適当でないと判断した場合や、協賛内容が適当でないと判断した場合は、申出を断るものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれがないこと。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「法律」という）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は社員である法人又は個人事業者でないこと。
- (4) 法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人又は個人事業者でないこと。
- (5) 第10回国分寺市史跡駅伝の品位を損なう恐れがないこと。

この要項に定めのないものについては、別途協議の上で決定する。

この要項は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。

以上